

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										助手	備考
		教授		准教授		講師		助教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
工学部	機械工学科	7	-	6	-	4	-	-	-	17	0	1	
	機械システム工学科	9	-	2	-	2	-	-	-	13	0	-	
	原子力安全工学科	10	3	3	-	-	-	-	-	13	3	-	※教授欄に学部学科に所属しない特任教授1名を含む
	生体医工学科	6	1	3	-	1	-	-	-	10	1	1	
	電気電子工学科	5	1	4	-	3	-	-	-	12	1	-	
	エネルギー化学科	6	-	3	-	-	-	-	-	9	0	-	
	建築学科	10	2	4	1	1	-	-	-	15	3	-	
	都市工学科	12	1	3	-	-	-	-	-	15	1	-	※教授欄に学長を含む
	原子力研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
工学部 計		65	8	28	1	11	0	0	0	104	9	2	
知識工学部	情報科学科	6	-	1	-	6	-	-	-	13	0	1	
	情報ネットワーク工学科	4	-	4	-	-	-	1	-	9	0	-	
	応用情報工学科	5	-	1	-	3	-	1	-	10	0	-	
	リテラシー学群 自然科学系	5	-	7	-	9	-	-	-	21	0	1	
	リテラシー学群 人文社会科学系	7	-	9	-	2	-	-	-	18	0	2	
知識工学部 計		27	0	22	0	20	0	2	0	71	0	4	
工学研究科	機械工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	機械システム工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建築学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	都市基盤工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	システム情報工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	エネルギー量子工学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
工学研究科 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数										助手	備考
		教授		准教授		講師		助教		計			
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		
環境情報学部	環境情報学科	12	-	5	-	5	-	-	-	22	0	-	
	情報メディア学科	10	-	10	-	1	-	-	-	21	0	-	
環境情報学部 計		22	0	15	0	6	0	0	0	43	0	0	
環境情報学研究科	環境情報学専攻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	環境情報学研究科 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
総合研究所		1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	
	機器分析室	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0	-	
	水素エネルギー研究センター	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	-	
総合研究所 計		1	1	1	0	0	0	0	0	2	1	1	
情報処理センター		-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	
合計		115	9	66	1	37	0	2	0	220	10	8	

[注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。

2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。

3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください(次ページ記入例参照)。

4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「(その他の組織)」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。

5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。

6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。

7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。

※ 学部学科に所属しない特任教授（1名）については、専門分野において最も関連深い原子力安全工学科に含めた。